

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(甲585号証=第45準備書面関係)

平成30年1月22日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

*以下はすべて写しである。

号 証	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲585	訂正申立書	H29. 12. 30	島崎 邦彦	島崎邦彦証人は、昨年11月に開催された、2017年度日本活断層学会秋季学術大会において、従前の数値を改めた数値データを用いて発表を行っており、それによると、事前に設定される断層長さ及び断層幅を用いると、入倉・三宅式によって地震モーメントを算定するレシピ(ア)を適用する場合はもとより、松田式及び武村(1990)の式によって地震モーメントを算定するレシピ(イ)を適用する場合でも、多くのケースで地震規模の設定が過小評価となること	